

P1. 第二次 韓日会談 (1953.4.15-7.23)
請求権委員会 会議録、第一—三次、
1953.5.11—6.15

分類番号 **723. 1 JA**
登録番号 **92**

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723. 1 JA	92	政務課	1953	番号	始まり 終り
請 1953.5				C1- 0002	1115~ 1157
一—三次					

機能名称： 第二次 韓日会談 (1953.4.15-7.23)
請求権委員会 会議録、一—三次、1953.5.11—6.15

一連番号	内 容	頁
1	韓・日間請求権協定に関する基本要綱、 1952.2.21 (韓国側 日本側 提案)	1118
2	第一次、 1953.5.11	1127
3	第二次、 1953.5.19	1140
4	第三次、 1953.6.15	1152
		~ 1157

P3. 分類番号 723. 1 JA 登録番号 92 保存期間 永久甲
請 **1953.10**
一—二次

機能名称： 第二次 韓日会談 (1953. 4.15-7.23)
請求権委員会 会議録、一—三次、**1953. 5.11—6.15**
生産課 政務課 生産年度 **1953**

- 内容 1、 韓・日間請求権協定に関する基本要綱、
1952.2.21 (韓国及び日本側 提案)
2、 第一次、**1953.5.11**
3、 第二次、**1953.5.19**
4、 第三次、**1953.6.15**

P4. 1. 韓・日間請求権協定に関する
基本要綱、1952.2.21
(韓国及び日本側 提案)

<p>韓日間財産および請求権協定要綱、韓国側提案 (一九五三年二月三日提出)</p>	<p>一、韓国より運来たる古書籍、美術品、骨董品、その他の国宝、 地図原稿および地金と地銀を返還すること。</p>	<p>二、一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮總督府負債勘定 を決済すること。</p>	<p>三、一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金したる金員を返 還すること。</p>	<p>四、一九四五年八月九日現在韓国に本店あるものは、主事務所のあるた る法人の日本にある財産を返還すること。</p>	<p>五、韓国国民(法人を含む)の日本国あるものは日本国民(法人を含む) に対する公債、日本銀行券、被徴用韓人未収金およびその他</p>
---	--	---	---	--	---

大韓民國 駐日代表部

<p>の請求権を決済すること。</p>	<p>六、韓國國民（法人を含む）の日本法人の株式又はその他の証券を</p>	<p>法的に認定すること。</p>	<p>七、前記諸財産または請求権より生じたるまたは生ずべき諸</p>	<p>果実を返還すること。</p>	<p>八、前記返還および決済は協定成立後即時開始と見做す</p>	<p>とす。六ヶ月以内に終了すること。</p>	<p> </p>
---------------------	---------------------------------------	-------------------	------------------------------------	-------------------	----------------------------------	-------------------------	----------

1120 ..

1120

日韓兩國間に取極めらるべき財産及の請求権の
処理に關する協定の基本要綱(日本側提案)

一、日本國及の大韓民國は、それぞれ國民(法人を含む。以下同じ)が有
相手國の領域におそ有する財産に關する權利(利益及のその
果實を含む。以下同じ)並に相手國及のその國民に対して正當に
取得したその他の權利を、相互に確認し、その權利の行使が妨
げられてゐるときは、是れを回復する措置を講ずるものとす。
二、前項の權利が國又はその國民の責任におそ侵害されてゐるとき
は、その國又は國民は、それ等此れ、これら原狀回復又は損害の補
償の責をを負ふものとす。

三、前項の回復の措置及の第三項の原狀回復又は損害の補

大韓民國 註 日 七 表 下

大韓民國臨時憲法

償の方法等については、當該權利の種類に依り、別途協議するものとす。

二、日本國及び大韓民國は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従って行われた相手國及びその國民の財産の処理の効力を承認す。

三、前項におよそ承認する効果の範圍については別途協議するものとす。

三、一、日本國は、日本國が大韓民國の領域において公用又は公共の用に供して置いた國有財産を、大韓民國に別定めのところに依り讓渡す。

三、二、日本國は、日本國が大韓民國の領域におよそ企業のために供して置いた國有の財産を、朝鮮事業公使法に基き發行された

公債等、当該領域の利益のために發行されたものの本償還
 残高等に相当する資金を日本國に引渡された場合に限り、
 大韓民國に譲渡する。

(三) 第一項の公用又は公營の用に供した國有の財産及び第

二項の企業の利用に供した國有の財産の範圍並に前二項の
 譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

(四) 日本國が大韓民國の領域におそ有する財産で第一項及び第

二項に掲げられるものを除く一切の財産並に日本國の公共団体が大韓
 民國の領域におそ有する一切の財産については、前記一の日本
 國民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

四、日本國及び大韓民國は、二つの協定の締結に當つては、前記一
 の三を一体として取扱ふものとし、且つ、前記の別途協議は、

大韓民國 註 日 大 表 下

0151

												<p>つては、具体的な実施を相互に 平衡し、且つ、実動的に行われよう 措置するに与する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

CLAIMS COMMITTEE

I. First Session of the Claims Committee
February 20, 1952 0152

Annex 1 - Address by Chief Korean Representative

Annex 2 - Principles of the Draft Agreement on the Disposition of Property Claims between the Republic of Korea and Japan.

II. Second Session of the Claims Committee
February 23, 1952

III. Third Session of the Claims Committee
February 27, 1952

IV. Fourth Session of the Claims Committee
March 3, 1952

V. Fifth Session of the Claims Committee
March 6, 1952

Annex 1 - Basic Principles of the Agreement to be concluded between Japan and the Republic of Korea concerning the Disposition of Property and Claims (Japanese Delegation's Proposal)

Annex 2 - Gist of Explanation of the Japanese proposal concerning the problems of property and claims

VI. Sixth Session of the Claims Committee
March 10, 1952

Annex - "Different View of Korean Side on Japanese Proposal Regarding Problem of Property and Claims"

VII. Seventh Session of the Claims Committee
March 28, 1952

Annex 1 - On "Different View of Korean Side on Japanese Proposal Regarding Problem of Property and Claims"

Annex 2 - Joint Report of Claims Committee to the Plenary Fourth Session

VIII. Eighth Session of the Claims Committee
April 1, 1952

had copy
draft
Annex 2 - no title
Annex 3 - to search.

- Annex 1 - Draft Joint Report of Claims
Committee to Plenary Session,
(Japanese Draft)
- Annex 2 - Draft Joint Report of Claims
Committee to Plenary Session,
(Korean Draft)
- Annex 3 - Joint Report of Claims Committee
to the Fifth Plenary Session

0153

P13. 2. 第一次
1953.5.11

P14. May 19. 第一次「財産及び請求権分科委員会」の報告

- 一、5月11日 外務省会議室で開催
- 二、韓国側代表 張基榮と日本側代表 久保田貫一郎との挨拶交換
- 三、新聞発表は原則的に発表しないこととするが、必要な場合に限り共同発表をすることで合議

本会に関する米國務省の書簡の写本を送付するように通牒するものである。

P15. 韓日代第 4832 号
檀紀 4286 年(1953 年)5 月 11 日

大韓民国 駐日代表部
公使 金溶植 ㊟

外務部長官 閣下

韓日会談第一次「財産及び請求権」分科委員会に関する報告の件
標記の件に関しては前般韓日会談第三次本会議で決定したところにより、第一次「財産及び請求権」分科委員会が開催され、開会劈頭に韓国側代表と日本側首席代表からそれぞれ挨拶交換があった後に別添のように会議が進行したのでここに報告します。

別添 第一次「財産及び請求権」分科委員会 経過報告書

P16. (但し、米國務省書簡写本は添付していない)

P17. 韓日会談第一次「財産及び請求権」分科委員会 経過報告書

- 一、日時と場所 檀紀 4286 年(1953 年)5 月 11 日(月)
午前 10 時 05 分から 11 時 10 分まで
日本外務省会議室

二、出席者:

韓国側 張基榮 外交委員会委員
林松本 外交委員会委員(OBSERVER として出席)
洪璣基 法務部法務局長
韓奎永 駐日代表部三等書記官
日本側 久保田貫一郎 外務省参与(OBSERVER として出席)
石田 正 大蔵省理財局長
吉田信邦 大蔵省理財局総務課長
上田(ママ、土田)克郎 大蔵省理財局外債課長
重光 晶 外務省条約局第三課長

P18.

三、討議事項

- (I) 久保田貫一郎日本側首席代表と張基榮韓日側代表からそれぞれ別紙のように挨拶交換があった後に(II)会議進行方法に関して次のように合意が成立した。

記

1. 議事方法と用語に関しては他委員会と同一な決定を採択すること
2. 新聞発表は原則的に発表しないこととするが、必要な場合に限り共同発表をすること
3. 討議事項によっては縮小委員会を構成し、随時に非公式会談をすることとしたこと

P19. 四、次回会議

来週 5 月 19 日(火)午後 3 時から日本外務省ですることに決定した。

P20 檀紀 4286 年(1953 年)5 月 11 日(月)

韓日会談第一次「財産及び請求権」分科委員会における韓国側代表の挨拶

前回の会議が中断することになった直接の原因であった財産及び請求権問題を処理するために、今日からこのように貴国側代表と実務会合を再び持つことになったことを、韓日国交調整は勿論だが、進んでは韓日間経済提携の促進のために幸いなことと思うと同時に、将来この分科実務会議をもって有終の美を飾るためにも責任の一端を感じるものであります。

P21 本代表は財産及び請求権主張に関する原則と法理論の段階は終わったという見解を持っているのであり、本来財産及び請求権問題は昨年 2 月 7 日第一次分科委員会で韓国側林代表が提言したように、一見とても複雑なようだが、実は至極明らかで簡単な事務処理に過ぎないものです。このような本人の見解は今後本実務会議を繰り返すことによって、本代表が提示する議題内容と方法として実証されるだろうと信じるものであります。

要は、名誉でなかった過去の両地域間の財政経済関係を清算する問題は、最小限過去の記憶を新しくする点でも、双方の間で決して愉快なことではありません。しかしこのような不快な過去を早く忘れ去り、それこそ衝平精神による韓日間国史の調和と、特に両国の将来の利益のための正常的な経済関係の協調発展のためには、われわれはこの問題の迅速妥当な処理において、暫く忍耐と努力と反省を用意しなければならないでしょう。

P22 数日前に他の分科実務会議で、貴国側代表のひとは昨年の会議時に貴国事態の変更、もう一度言うと昨年 4 月 28 日以後の貴国の新しい立場を含蓄を持って強調なさるのを聞いたのですが、本代表の意見としてはそのような事態の変更があるだけに、財産及び請求権問題のようなものは、過去を清算し新しい事態発展に沿うために、このようないわゆる静的過去の問題処理終結は迅速果敢に決定し、双方の国際間信任を向上させ、民主友邦の期待に背くことの無いようにするだろうと思うものであって、今後本会議進行において、韓国の主張は常に率直簡明に事務的に表そうと、前もって貴方の諒解を求めておこうという所以です。

P23 最後に相互間、同じ討論による昨年の失敗を反復しないために、いわゆる在韓財産帰属処理に関する米國務省責任当局の公簡の写本を、今日の挨拶の言葉と合わせてここに提示するので、査覧なさることを望みます。以上も本代表の期待と希望を開陳することで挨拶に代えようとするものです。

P24 1953 年 5 月 11 日

財産及び請求権関係部会第一回会議における久保田首席代表の挨拶

まず今回の会談のためにわざわざ来日された諸代表に対して、喪心から歓迎の意を

表すものであります。

私たちの会合の課題である財産請求権問題は、昨年の会議が終結できなかった要因になった問題なのですが、今回の会議でも基本的理論の停会を反復するなら、この会合は実に無限な論争の庭にならないかと心配するものであります。

したがってわが日本側としてはできるなら理論では暫く保留して、現実的角度によって問題を取扱えるのか、できないのかを検討し、このために必要な作業に対して双方協力する方向を取るのがどうか。こう考えていますが、貴国側ではどうお考えでしょうか。開会に臨して以上、簡単に歓迎の言葉をあげて挨拶に代えるものであります。

P25.

P26.

3. 第二次
1953.5.19

P27 第二次請求権分科委員会

一、5月19日 於ける日本外務省会議室

二、討議事項

1. 法理的討論は『棚上げ』にして、実体的に進行するが、必要な場合には皆一緒に卸してみることで合意
2. わが側はまず左の4項目に対して、目録を添付して日本側の事務的進捗状況を問い合わせるが
 - (a) 韓国の宝、歴史的記念物の直時返還要求に関する件
 - (b) 韓国地図原版、原図及び海図の直時返還に関する件
 - (c) 太平洋戦争中、韓国人被徴用労務者に対する諸未払い金及び弔慰対策に関する件
 - (d) 韓国人所有の日本有償証券償還など処理方法の件
3. 日本側は(a)(b)項に対しては6月2日までに調査完了の予定であり、(c)項に対しては仔細な補充資料提供を要請。(d)項に対しては日本人所有時と同一な権利が保障されるが、他の請求権処理方法と同時に討議するしかないとした。

P28

4. わが側代表から左の5項目に対する韓国側の見解を説明し、近日内に実務者間の非公式会談を開催するのに合意を得た。
 - (a) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者の弔慰金支払
 - (b) 韓国内で交換回収した日本銀行券代金清算
 - (c) 韓国人帰国者が日本の官憲に強制寄託させられた貨幣代金支払
 - (d) 旧朝鮮総督府鉄道局共済組合の在日財産返還
 - (e) 旧朝鮮奨学会維持財団の在日財産返還

P29

韓日代第4911号
檀紀4286年(1953年)5月28日

大韓民国 駐日代表部
公使 金溶植 ㊟

外務部長官 閣下

韓日会談第二次財産及び請求権分科委員会に関する報告の件
標記の件に関しては別添第二次財産及び請求権分科会議経過報告書を上達いたします

のご覧いただくことを仰望するものです。

別添 第二次財産及び請求権分科会議 経過報告書

P30. 第二次財産及び請求権分科会議 経過報告書

一、日時と場所 檀紀 **4286**年(1953年)5月19日(火)

15時10分から16時20分まで

日本外務省会議室

二、出席者:

韓国側 張基榮、洪璣基両代表及び韓奎永書記官

林松本代表(オブザーバーとして出席された)

日本側 久保田首席代表、石田代表(大蔵省理財局長)

廣田外務省アジア局第二課長、上田(ママ、土田)大蔵省外債課長

その他前回と同一

三、会議経過及び討議事項

P31. (ア) 久保田日本側首席代表から、第一回会議で韓国側が提示した「サンフランシスコ平和条約第4条B項及び軍政法令第33号帰属財産に関する米國務省の公式見解表示書簡(写本)」に言及し、「この書簡は、あの当時 **AIDE-MEMORE** として米國務省から日本政府に送達されたものだが、日本側としてはまだその法理的見解を、再び述べるべき変動がないが、前会議で合意したところにより法理的討論はそのまま『棚上げ』にしておいて、まず財産及び請求権の実体を発見するための実務的作業だけを、当分の間維持してみよう」と提議したのに対して、

わが側張代表から、日本側が韓国側で提示する財産及び請求権の実体を認識することで、今後双方間の法理的見解の差異が解消ないしは接近することを期待すると前提し、米國務省書簡を再開分科会議劈頭で提示した件は、法理的討論を『棚上げ』にしておくことには、昨年に両国が法理的討論のひとつの終点だった同書簡も一箇所に『ファイル』して乗せて置いて、必要な場合には皆一緒に卸してみようというのに、その真意があることを繰り返し明らかにした次に、議事進行に入った。

P32.

(イ) わが国張代表から、第一回分科会議後、その間石田-張、廣田、上田-張の二度の非公式会談を持ったことと、同会合を通して韓国側からまず目録などを添付して、第一次的に提議した左記4項目請求に対して、日本側の事務的進捗状況を聞くと、

(1) (2)項に対しては6月2日までに調査完了の予定であり、(3)項に対しては韓国側からより詳細な資料補足を要望するという発言があり、必要資料を追送することと、2、3日以内に再び非公式会談を持つことで合意を見た。

P33.

但し(4)項に対しては末期のように意見交換だけが合った。

記

(1) 韓国国宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)の直時返還要求に関する件(目録添付)

(2) 韓国地図原版、原図及び海図の直時返還に関する件(目録添付)

(3) 太平洋戦争中、韓国人被徴用労務者に対する諸未払い金及び弔慰対策に関する件

(4) 韓国人(法人、自然人)所有の日本有償証券償還など処理方法の件

本件に関しては非公式会談で(第一次分第4項目)韓国側が提議したものに対して、日

P34 本側上田外債課長が日本人所有分と変わりなく現在すべての権利が保障されており、これに対する特別償還方法などはまだ考えないでいる、という非公式見解を本会議で再確認すると同時に、討議するしかないという意見を表した。
そしてわが側張(基)代表から、「戦後日本で金融機関所有の日本の国債に対して、その償還を一次封鎖するなど特別措置をしたことがあるのか」という質問したのに対しては、
「預金に対して一部封鎖した外にはそういう財産封鎖などの措置をしたことはまったくくない」と答えた。

P35 (ウ)次に続いて張代表から左記 5 項目に対する韓国側の見解を大体説明した後に、2、3 日以内に実務者間の非公式会談を開き具体的内容を提示するが、この会議席上でも今特別に質疑や見解の表明があれば聞くと提言すると、別に質問はなく、ただ日本側石田代表から実務者会合を頻繁に開いて実体発見に努力することを強調する発言があり、
これに対してわが側から同感を表すと同時に、実務者非公式会談には大蔵省担当責任者以外に外務省からも担当責任者が同席することが、会談の事務的推進を促進させるだろうという要望を開陳すると、
日本側がその場で同意し、今後は大蔵省からは理財局長、または同次長と外債課長、外務省からはアジア第二課長が必ず非公式実務者会談に同席することを言約した。
第二次提示 5 項目の内容は左記のようである。

P36.

記

- (1) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者に対する弔慰金など支払に関する件
 - (2) 韓国内で交換回収した日本銀行券代金清算に関する件
 - (3) 韓国人帰国者が旧日本官憲に強制寄託させられた貨幣代金支払に関する件
 - (4) 旧朝鮮総督府鉄道局共済組合の在日財産返還に関する件
 - (5) 旧朝鮮奨学会維持財団の在日財産返還に関する件
- (エ)双方事務連絡担当者を、韓国側は韓奎永書記官、日本側は上田外債課長に決定し、事務連絡は随時迅速緊密にすることに合意した。

P37.

(オ)共同新聞発表文を左記のように決定した。

記

「5月19日請求権分科第二次会議においては、双方が協力して財産及び請求権の実体を具体的に明らかにすることで意見の一致を見て、韓国側から一部資料に関する説明があり、今後随時連絡をしながら作業を進捗させることにした」
(カ)次回の会議を6月2日(臨時的に)に外務省の会議室で開催することに決定した。

P38.

4. 第三次
1953.6.15

P39.

第三次韓日財産及び請求権分科会議 経過報告書
一、日時と場所 檀紀 4286 年(1953 年)6 月 15 日(木)
10 時 15 分から 11 時 45 分まで
日本外務省会議室第 417 号
一、出席者:
韓国側 前回と同一
但し李相徳専門委員初めて出席

日本側 前回と同一

但し久保田首席代表 **OBSERVER** として出席

一、会議経過と討議事項

- P40.** ア、開会劈頭に韓国側張代表から今次の会議から出席することになった李相徳専門委員を紹介し、財産請求権問題に関する実体を明らかにするためには、この分科会議では非能率的であり、迅速な進捗を期するのが困難だという理由から、今後は非公式事務担当者部会を頻繁に持ち、その事務進捗状態によって必要な場合にだけこのような形式的な分科会を随時に開催しようと動議したのに対して、日本側の同意があった後に議事進行に入った。
- イ、わが側張代表から第二次分科会議後、その間張、韓一廣田、上田、張、韓一久保田、廣田、上田の第三次及び第四次非公式会談を持ったことと、同会合を通して韓国側が財産請求権都合 **25** 項目の提出を畢了したことを再び確認した後に、以上三回に分けて提議した各項目請求に対して日本側の事務的進捗状況を問うたのに対して、
- P41.** 日本側から左記 **4** 項目に関する説明があり、各項目別に **Ad hoc Gyoup** を構成し、実体を明らかになり次第返還支払できるものは即時実行することで合意をみた。

記

- 一、韓国国宝、古書籍及び美術工芸品に関しては、外務省に担当事務官を専任し、一方文化財委員会の協力を得て調査しているがまだ完了していないので、近日に関係担当官から概括的な説明をできるだろうと日本側が説明したのに対して、わが側張代表から最速の日時の内に完了してくれることを再催促した。
- 二、太平洋戦争中、非動員者の未清算計定に関しては全体的数字はまだ計出できていないが、**5** 月末日現在で供託された額数は左記のようであり、また一人に対する計算の基準は日本人と同一に取り扱い、扶養手当に関しては日本に居住する家族に限ってのみ支払うだろうとした。
- P42.** (1) 陸軍関係
該当者、復員者 **40,415** 名、戦死者 **4087**
供託金 **24,770,720** 円(日貨)
- (2) 海軍関係
該当者 **49,252** 名
供託金 **53,402,000** 円(日貨)
- 三、遺骨柱数
- (1) 海軍関係 保管分 **2672** 柱
既に還送されたもの 前段 **2677** 柱、後段 **7422** 柱
- (2) 陸軍関係 保管分 **1448** 柱
- P43.** 四、韓国人所有有価証券(株式国債)に関しては、相互の資料を対照して数字的に実体を明らかにし、これに対しても担当事務官会合を構成することにした。